

令和 8 年 第 4 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

認定第 2 号及び認定第 3 号の 2 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第 2 号 令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、特定健診の受診率が上がっているが、未受診者に対し何らかの勧奨を行っているのかとの質疑があり、執行部からは、民間事業者に委託してパターン分析を行い、受診勧奨通知の文面等を変えたことによる効果の表れであるとの答弁がありました。

また、一委員からは、他の市税に比べ、収納率が低い理由は何かとの質疑があり、執行部からは、他の市税は特別徴収がほとんどであるが、国民健康保険税は、納付書払いが多いことから、納め漏れが生じやすい傾向にあるためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第3号 令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、住宅新築資金等貸付事業財政調整基金について、どのような支出を想定しているのかとの質疑があり、執行部からは、貸付の際には国から補助金を得ているが、この事業が目的を完了し、貸付を終了する際に、黒字となったものについて、国への返還があれば、この基金から返還していくことを想定しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 8 年 第 4 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

『認定第 6 号 令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書及び関係資料により、事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、督促手数料が令和 6 年度に比べ、極端に下がっている理由についての質疑があり、執行部からは、条例を改正し、督促手数料を徴収しなくなったためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 8 年 第 4 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

認定第 8 号から認定第 10 号までの 3 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第 8 号 令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書による説明とあわせて、積立金の令和 7 年度末現在高は、7 2 4 4 万 2 5 1 9 円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和 8 年 7 月 30 日に二日市財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

委員会では、積立金の目的についての質疑があり、執行部からは、財産区民の福利厚生に使うほか、駐車場の修繕や将来の建て替え等に充てるのものであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第 9 号 令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書による説明とあわせて、積立金の令和 7 年度末現在高は、2 4 1 3 万 3 2 0 8 円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和 8 年 8 月 4 日に御笠財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

委員会では、基金を積み立てる目標についての質疑があり、執行部からは、森林経営計画に基づき、水源涵養^{すいげんかんよう}など、山を守るために積み立てているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第 10 号 令和 7 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書による説明とあわせて、積立金の令和 7 年度末現在高は、6320 万 5100 円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和 8 年 8 月 6 日に平等寺山財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

委員会では、利用間伐事業における作業道開設について、作業道を森林管理にどのように活用するのかとの質疑があり、執行部からは、作業道は林道とは違い、木を伐採する際のトラック等の進入のためのものであり、その後の活用予定はないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 8 年 第 4 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第 4 5 号 筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が、令和 8 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、本条例において、引用元の条項が変更になるため所要の改正を行うものです。

委員会では、今回の改正により、本市の認可地縁団体の代表者にとって、どのような取り扱いの変更が生じるのかとの質疑があり、執行部からは、プライバシーの保護という観点が大きく、告示の際の代表者の住所等を表示しない取り扱いとなるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 8 年 第 4 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号の 2 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第 5 3 号 令和 8 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算の主な内容は、歳出において、保険給付費等交付金の償還額が確定し、歳入においては、令和 7 年度繰越金が確定したことにより、歳入歳出それぞれ 6 5 4 1 万 5 千円を増額し、総額を 9 5 億 3 0 2 4 万 6 千円とするものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第 5 4 号 令和 8 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の件』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算の主な内容は、前年度繰越金などが確定したことにより、歳入歳出それぞれ90万3千円を増額し、総額を268万4千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 8 年 第 4 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

『議案第 5 7 号 令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算の主な内容は、歳出については、広域連合へ支払う令和 7 年度保険料等負担金精算分の確定による、保険料等負担金 6 9 6 4 万 8 千円の増額など、歳入については、前年度繰越金として 7 5 8 2 万 8 千円の増額をするもので、歳入歳出それぞれ 7 5 8 2 万 8 千円を増額し、総額を 3 6 億 4 1 0 万 7 千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。